

建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可における建築審査会一括同意基準

名古屋市建築審査会

(趣旨)

1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定により法第 56 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない建築物（以下「既存不適格建築物」という。）又は既存不適格建築物の増築、改築又は移転（以下「増築等」という。）について同項ただし書の規定による許可（以下「日影許可」という。）を受けた建築物の増築等に係る日影許可に関するもののうち、日影の影響が軽微なものについて、あらかじめ一括して建築審査会の同意を得たものとして許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

(建築審査会の同意)

2. この一括同意基準（以下「基準」という。）に適合しているものは、既に法第 56 条の 2 第 1 項ただし書に基づき建築審査会の同意を得たものとし、許可することができる。

(適用の範囲)

3. この基準は、建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可の取扱い基準（平成 28 年 4 月 1 日付）の 3 (4) に適合し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに適用する。
 - (1) 敷地外（ただし、道路、水面、線路敷その他これらに類するものを除く。）に新たに日影を生じさせないもの。
 - (2) 次のアからウのすべてに該当するもの。
 - ア 増築等に係る部分の床面積の合計が、2,000 m²を超えないもの。
 - イ 増築等に係る部分の高さが、20mを超えないもの。
 - ウ 増築等に係る部分の外壁、又はこれに代わる柱の中心線から隣地境界線までの距離が、3m以上であるもの。ただし、小規模な物置等の建築物については、この限りでない。

(建築審査会への報告)

4. 特定行政庁は、この基準により日影許可をした場合は、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附 則 この基準は、昭和 63 年 9 月 20 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 6 年 10 月 11 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 8 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。